

機能強化計画の要約

(別紙様式3)

1. 基本方針

当金庫は歴史も古く、幅広い業種の顧客を取引先に持つ地域に根づいた金融機関であります。「地域社会に貢献する企業」を目指し、収益力の強化、経営管理体制の構築、透明性の高いディスクロージャー、信用金庫同士の総合力の発揮に取り組んでまいります。

また、中小企業専門の金融機関として、地域への円滑な資金供給を始め、創業、再生支援等アクションプログラムに積極的に取り組んでまいります。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画 (別紙様式1)

項目番号は、金融庁要請事項の番号のとおりとなっております。
当金庫の対象外である事項がありますので、番号の連続性はありません。

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
中小企業金融の再生に向けた取り組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	審査体制は、表債額・信用リスク額・金利等の権限に基づき地区管理別に実施しております。	・「新規事業支援チーム」を設置致します。 ・創業、新事業の融資支援向けの「新商品」を開発致します。	・信金中央金庫・商工(会)会議所等からの創業やベンチャーに関する情報収集 ・「新規事業支援チーム」の設置 ・「新商品」の開発と販売 ・業種別審査能力の育成 ・「目利き能力」養成講座への参加	・「企業信用格付システム」へ全業種を導入 ・「目利き能力」開発等の研修プログラムへの参加 ・「中小企業大学校」派遣制度の検討	・企業信用格付システムを完全導入致します。 ・一部の業種に担当者を設け、専門知識を深めます。 ・中小企業大学校への派遣を検討してまいります。
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート金融会議」への参画	創業支援事業については「北陸ものづくり創生協議会」等の情報を活用しております。	・「北陸ものづくり創生協議会」を活用し、お客様への支援と営業店の活動の効率化に努めます。 ・「産業クラスターサポート金融会議」に協力してまいります。	・「北陸ものづくり創生協議会」との密接な連携の継続 ・お客様への支援と営業店活動の効率化促進 ・「産業クラスターサポート金融会議」への協力	同左	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	石川県産業創出支援機構と連携してベンチャー企業に融資してまいりました。 石川県信用保証協会制度融資の対応や、公的補助金制度の業務説明・手続等のアドバイスをしております。 政府系金融機関との間に立ち、お客様への情報提供や制度融資の業務紹介を行っております。	・ベンチャー企業の育成については、政府系金融機関や保証協会等と連携し、積極的に対応してまいります。	・信金キャピタル㈱、信金中央金庫等との連携交流の継続 ・公的補助金制度説明会の開催	同左	
(5) 中小企業支援センターの活用	中小企業の創業・経営革新支援については、当金庫独自で対応していません。	・県中小企業支援センター、地域中小企業支援センターとのコーディネート機能を活用してまいります。 ・新規開業や独立開業のための手続、新分野への進出等種々のお客様からのご相談に、きめ細かく対応できる体制の整備を図ってまいります。	・中小企業支援センターとの連携強化と情報共有の継続 ・制度融資の継続的推進	同左	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<p>「きんしん青年経営者の会」「きんしんビジネスクラブ」を運営し、お客様との関係強化・サポートを図っております。経営情報として、お客様に定期的にビジネスレポートを配信しております。また、経済講演会、「くらしと経営相談」も開催しております。</p> <p>(コンサルティング、M&A) コンサルティング業務とM&A業務については、金庫の付随業務として既に取組んでおります。M&A業務は、信金キャピタル㈱、日本マージャーアンドアクイジションセンターと協定書を締結し、取扱いを開始しております。</p>	<p>・経営等セミナーを開催してまいります。</p> <p>・経営情報をご提供してまいります。</p> <p>・販路拡大を支援(商談会への出展をサポート)してまいります。</p> <p>(コンサルティング、M&A) ・景況誌やホームページへの掲載、パンフレットやポスターの作成を継続的に実施し、お客様の事業のサポートをまいります。</p>	<p>・経営情報の提供(ビジネスレポートの定期的な配信)</p> <p>・「くらしと経営相談」の実施(法律、税務、経営、財務、司法・登記)</p> <p>・商談会(東京ビジネスサミットへの出展)、販路拡大等ビジネス・マッチング機会の提供</p> <p>・各種セミナーの開催</p> <p>・ふれあいネット通信の活用とホームページへの掲載</p> <p>(コンサルティング、M&A) ・研修会の実施</p> <p>・景況誌への掲載</p> <p>・ホームページへの掲載</p> <p>・パンフレット・ポスターの作成、配布</p> <p>・経営支援室によるM&A業務の積極的な推進</p>	<p>同左</p> <p>(コンサルティング、M&A) ・実施状況の適切なフォロー</p>	<p>・職員のスキルアップのための研修会を実施してまいります。</p>
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	<p>融資部内に企業支援担当者を配置し、経営改善計画書の策定支援などに取組んでおります。</p>	<p>・「経営支援室」を設置し、担当者の増員を図ります。</p> <p>・営業店内に経営改善担当者を設置(支店長等)致します。</p> <p>・企業再生についての相談業務に取組んでまいります。</p> <p>・不良債権の新規発生防止のため、企業実態の把握に努めてまいります。</p> <p>・「企業再生委員会」を設置し、企業支援対象先に対する改善進捗度合い等の事後モニタリングを実施してまいります。</p>	<p>・「経営支援室」の設置、担当者の増員</p> <p>・企業再生支援講座への参加</p> <p>・経営改善セミナーの継続的開催</p> <p>・経営改善の可能性のある企業の追加選定</p> <p>・経営改善計画書の予実管理の継続</p> <p>・経営改善計画書の検証結果に伴う再策定の継続</p> <p>・外部経営コンサルタント会社との連携を検討</p> <p>・「企業再生委員会」の設置</p> <p>・実績公表を実施(11月)</p>	<p>・経営改善の可能性のある顧客企業の追加選定</p> <p>・「成功、失敗」事例の収集・活用</p> <p>・実績公表を実施(8・11月)</p>	<p>・当金庫職員の中小企業診断士を活用し、人材育成と企業支援のスキルアップに努めてまいります。</p>

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	石川県ベンチャー育成投資事業組合に出資をしているものの、企業再生ファンドに対する具体的取組みにまでは至っておりません。	・信金キャピタル㈱との連携を図り、企業再生ファンドの組成を検討してまいります。 ・中小企業総合事業団、石川県、民間企業等との連携を強化しながら、企業再生ファンドの組成について検討してまいります。	・信金キャピタル㈱との連携、企業再生ファンドの組成の検討 ・石川県や民間企業等との連携、企業再生ファンドの組成の検討	同左	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	DESの活用については、当金庫のお客様に該当がなく、現状では取組む予定はありません。DIPファイナンスの活用は、再生可能なお客様に対する案件として、今後取組んでまいります。	・政府系金融機関等との連携を強化してまいります。	・政府系金融機関等との連携交流の継続 ・信金中央金庫との連携交流の継続	・事例データとノウハウの蓄積 ・各種研修の実施	・事例データの蓄積と事例の活用、並びに各種研修を実施してまいります。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	4月に石川県中小企業再生支援協議会が発足し、当金庫と育成・再生すべき企業に対する支援体制を擦り合せております。また、政府系金融機関との連携交流にも取組んでおりますが、今のところ成果にまでは至っておりません。	・中小企業再生支援協議会との連携を強化しながら、情報を共有し活用してまいります。 ・中小企業金融公庫等との連携交流を継続し、特別貸付の紹介や協調融資によりお客様への支援を図ってまいります。	・政府系金融機関との連携交流の継続 ・政府系金融機関との協調融資によるお客様支援および事業再生支援貸付等の特別貸付紹介の継続 ・中小企業再生支援協議会の活用における事案発生時の連携対応の強化	・「目利き人材」の育成 ・営業店における対象先の実態調査や中小企業再生支援協議会との連携交流の強化	・目利き研修の継続的実施により「企業の将来や技術力を的確に評価できる人材」を育成してまいります。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
4.新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	大口先については、大口融資審議会においてモニタリングを実施しております。その他のお客様については、信用格付等に基づいて対応し、審査業務や企業実態調査書の作成によるモニタリングを実施しております。財務制限条項やスコアリングモデルの活用態勢は、現状では整っておりません。担保・保証・第三者保証については、お客様の信用力補完やモラル確保を目的として、当該契約をお願いしております。	・定量情報、企業実態調査書による定性マーケティング情報を整理統合し、企業信用格付システムを再構築するための基盤の整備を検討してまいります。 ・大口融資担当者を設置するとともに、大口融資審議会の組織変更を行い、与信管理の実効性を高めてまいります。 ・保証確認に際しての確認すべき重要事項、及び保証意思確認書の改訂を検討してまいります。	・大口融資担当者の配置 ・大口融資審議会の組織変更、ローンレビューの徹底 ・営業店と連携したお客様へのモニタリング実施 ・担保・保証・第三者保証のあり方の検討 ・保証確認制度の見直しと保証人名寄せシステムの改訂	・「目利き能力」開発等研修プログラムへの参加	・自己査定基準と信用格付との整合性を高めてまいります。 ・キャッシュフローの分析能力を高めてまいります。 ・「目利き能力」育成のため、外部研修や各種セミナー等に積極的に参加してまいります。 ・保証人名寄せシステムの改訂を検討してまいります。
(3)証券化等の取組み	住宅ローン(一定条件)の証券化(住宅金融公庫へ売却)のスキームは習得しておりますが、中小零細企業に対する貸出債権の証券化については、具体的に取組んでおりません。売掛債権の流動化については、「売掛金債権担保融資制度」を取り扱っておりますが、当金庫の実績はありません。私募債については、14年度までに5先15億円の実績があります。CLO(ローン担保証券)は、現在取組んでおりません。	・住宅ローン(一定条件)の証券化実施によりノウハウを習得し、将来の資金供給の多様化や取引先の拡大のために取組んでまいります。 ・中小零細企業の円滑な資金調達のためにも、売掛金債権担保融資制度の利用促進に努めてまいります。 ・事業性貸出債権の証券化については、将来の課題として取組んでまいります。	・私募債獲得の継続的推進 ・住宅ローン(一定条件)証券化の実施 ・売掛金債権担保融資制度の利用の促進	同左	・当金庫の15年度重点推進項目として私募債獲得の目標を掲げており、これまで以上に積極的に取組んでまいります。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用リスクデータベースの整備においては、平成13年よりしんきん企業分析(SSC)を導入し、独自の定性補正による「信用格付」を実施しております。	・信用格付を基準とした信用リスクに見合うプライシングを実施してまいります。 ・貸出資産にもポートフォリオの概念を適用し、「業種」「貸出金額」「地理的分散」「固定型金利と変動型金利貸出のバランス」「貸出期間の分散」等の検証を実施してまいります。	・しんきん企業分析(SSC)によるデータベース構築の継続 ・中小零細企業の定性面の計量化(ポイント制)についての試案の検討	・自己査定(法人先)と信用格付との整合性の高度化 ・ポートフォリオの構築と適正化 ・信用格付を基準とした信用リスクに見合うプライシングの実施	・信用リスク分析に必要なお客様のデータを整備し、審査能力の向上を図ってまいります。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	貸付契約、保証契約等を取り交わす際には、約定の重要事項についての説明と意思確認をする義務があり、後日のトラブル防止のためにもお客様が十分納得の上、契約する必要があります。現状の取扱い規程や契約の内容を再度確認するとともに、説明態勢の強化を図ってまいります。	<ul style="list-style-type: none"> 貸付契約書、保証契約書及び貸付契約に附随する変更契約書の各条項について、お客様が内容を理解し易いような解説を加えた書面を作成、交付すると共に、説明態勢の整備を図ってまいります。 事務取扱規程、コンプライアンスマニュアルに重要事項の説明義務等について明記致します。 お客様との契約締結、保証意思確認における「マニュアル」を作成し、お客様に重要事項、権利義務が正確に伝わる態勢を整備してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用金庫取引約定書の双方署名方式の採用方法の検討 双方署名方式の採用が遅れる場合は、新規・継続分から契約書の写しを交付 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付契約書、保証契約書の各条項についての解説書の作成 お客様への説明態勢の強化 保証意思確認を行う際の「マニュアル」、「チェックリスト」の作成 職員研修の実施 その他契約書の双方署名方式の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 説明態勢等の実効性を確保するため、監査時に検証してまいります。
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	石川県の「地域金融円滑化会議」に出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 四半期毎に開催される「地域金融円滑化会議」に継続的に出席し、事例等の情報の共有化を図ってまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域金融円滑化会議」への出席 様々な事例の分析・整理 コンプライアンス担当責任者会議における事例開示、発表 情報共有化の継続実施 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 事例を分析・整理の上、コンプライアンス担当責任者会議において開示し、情報を有効に活用してまいります。
(3) 相談・苦情処理体制の強化	相談・苦情処理態勢については、苦情・トラブル対応規程等に基づき、原則営業店が対応にあたり、その事例と結果をコンプライアンス室へ報告することになっております。	<ul style="list-style-type: none"> 苦情報告書様式を改訂致します。 相談・苦情案件に関する分析・整理を強化してまいります。 金融商品が持つ課題への対応策に取組んでまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情報告書様式の改訂 コンプライアンス担当責任者会議の開催 事例開示・情報共有化の継続 情報の蓄積の継続 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 営業店へのフィードバックを始めとした事例開示・情報の共有化（コンプライアンス担当責任者会議での説明・研修）を実施してまいります。 事務リスク委員会にて、改善策を継続的に検討してまいります。 事態の経過を還元し、対応の進捗状況をトレースしてまいります。
6. 進捗状況の公表		<ul style="list-style-type: none"> 半期毎に進捗状況を継続的に公表してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年11月上旬に15年度上期状況を開示 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年8月上旬に15年度下期状況を開示 平成16年11月上旬に16年度上期状況を開示 	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	金融検査マニュアルを基本とした、厳正な自己査定、償却・引当を実施しております。平成15年5月に貸出条件緩和債権に関する事務ガイドラインが改正されたこと等により、従来の自己査定基準、償却・引当基準を一部改正する必要がありますが、引き続き厳格な態勢を維持してまいります。	・信用リスク委員会にて、自己査定基準・要領、償却・引当基準の改正を審議致します。 ・信用格付・保全状況に応じた基準金利の設定を検討してまいります。	・自己査定基準・要領、償却・引当基準の改正、適正な自己査定の継続 ・信用格付・保全状況に応じた基準金利の設定	同左	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	建物評価については建物再調達原価及び評価耐用年数基準表に基づいて評価しております。 土地評価については、当該物件の路線価と近隣売買事例を参考に決定しております。土地評価額は、路線価に一定基準の倍率を乗じ、個別要因(角地、不整形地、崖地等)の補正率を乗じて算出しております。 路線価のないところの評価は、地価公示価格、基準地価格の変動率を乗じて評価しております。	・建物鑑定評価資料等を参考に単価を算出し、適正な再調達原価の設定を検討してまいります。 ・建物の種類、構造における各々の適正な耐用年数を設定し厳格な担保評価を行います。 ・路線価のないところの土地評価は、固定資産税評価額を基に評価倍率表に定める倍率を乗じたもので担保評価を行うよう検討してまいります。また、再評価については、用途別の基準地価格の変動率を適用致します。	・建物再調達原価及び評価耐用年数基準表を改定致します。 ・路線価がないところの土地評価に、固定資産税評価額を導入致します。		
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	通期のディスクロージャー誌にて、既に開示を実施しております。信用金庫の半期決算は、義務づけられておりませんが、半期の情報についてもより充実した内容を開示できるよう努めてまいります。	・継続的に情報公開を行ってまいります。	・通期ディスクロージャー誌の公表を継続	同左	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	償却・引当の実績と貸出金の約定金利体系を比較すると、信用リスクに応じたプライシングに至っておりません。信用リスクの計量化や倒産確率算出等の信用リスクデータの蓄積が必要とされており、当金庫も積極的に取り組んでまいります。	・信用格付・保全状況に応じた基準金利を設定してまいります。 ・精緻な倒産確率算出のため、過去の毀損データを整理・検証してまいります。	・リスク調整後の収益管理の検証 ・全職員を対象とした「収益管理説明会」の開催 ・信用格付・保全状況に応じた基準金利の設定	・収益管理への倒産確率導入の検討 ・リスク調整後収益管理の正式導入	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	平成14年9月期より実施しております。	・アクションプログラムにおける当金庫の目標と進捗状況を明確に公表してまいります。	・平成15年11月の半期情報開示時に第一回目の当該情報を公表	・進捗状況の継続的公表	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	法令に従って外部監査を実施しております。				
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	総代の選任にあたっては、信用金庫法及び定款の定めにより適正な選任を実施しており、ガバナンス機能も働いております。	全国信用金庫協会の結論を受けて、以下について対応致します。 ・総代の選考基準の明確化 ・総代選考運営規定の制定 ・総代定年制の導入の検討 ・会員の皆様の意見を反映させる仕組みの構築 ・定款の改正 ・説明態勢の強化 ・総代の位置付け並びに前記項目のうち対応するものについて、当該実施状況を平成15年度決算にかかるディスクロージャー誌等へ開示	・全信協の結論を受けた対応を検討 ・平成15年度決算に係るディスクロージャー誌への掲載方法の検討、決定	・全信協の結論を受けた対応実施 ・ディスクロージャーの一層の充実	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針		・信金中央金庫との「信用金庫経営力強化制度」を十分に活用し、経営の強化を図ってまいります。 ・信用金庫法改正等法務に関する事項は、全国信用金庫協会等の通達を遵守し適宜対応してまいります。			・当金庫単独で解決できない課題については、情報の収集・講師の派遣等、信金中央金庫、全国信用金庫協会等に積極的に協力を求めてまいります。
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	各年度3月末にリスク管理態勢、財務諸表を中心としたディスクロージャーを実施しております。また、自主的なディスクロージャーとして、3月期のミニディスクロージャー誌、9月期の半期情報開示冊子も発刊しており、できるだけタイムリーに当金庫の情報をお客様へ開示しております。	・情報開示は、平成15年11月を目処に半期・通期各々の目標と進捗状況を公表してまいります。 ・ホームページでの情報開示を継続的に実施してまいります。 ・地域貢献委員会により、幅広い地域貢献活動を検討してまいります。	・平成15年11月の半期開示(平成15年9月期)に、アクションプログラムに沿った地域貢献の情報開示 ・ホームページでの情報開示見直しの実施	・平成16年8月の情報開示(平成16年3月期)にて、半期の実績公表、継続的目標の提示 ・地域貢献委員会での地域貢献活動のあり方の見直しの実施	・「地域中小金融機関」としての役割を明示してまいります。 ・アクションプログラムに沿った地域貢献を情報開示してまいります。

3. その他関連する取組み（別紙様式2）

項 目	具 体 的 な 取 組 み
<p>中小企業金融の再生に向けた取組み</p>	
<p>1. 創業・新事業支援機能等の強化 （2）企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>「目利き能力」開発等の人材育成の強化を図ってまいります。 （15年度） ・中小企業経営支援講座（通信講座）の受講（次長と支店長代理）、経営改善アドバイザーの資格取得 ・内部講師による研修会の開催 （16年度） ・前年度の取組み実績の検証、それを踏まえた効果的施策の検討 ・土曜セミナー（財務分析・経営改善）の継続開催の検討 ・中小企業大学校への派遣の検討 ・企業再生支援講座（外部講師・支店長対象）の開催 ・企業力評価講座（通信講座）の受講（次長と支店長代理） （17年度以降） 上記取組みの継続、一層の強化</p>
<p>2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 （4）中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施</p>	<p>経営支援や財務分析の講座受講等による人材育成の強化を図ると共に、中小企業診断士等の資格取得を推奨してまいります。（過去5名取得済み） （15・16・17年度） 同上</p>
<p>3. 早期事業再生に向けた積極的取組み （7）企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）育成の研修開催を検討してまいります。 （15・16・17年度） 同上</p>
<p>各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み</p>	
<p>5. 法令等遵守（コンプライアンス）</p>	<p>法令遵守を徹底し、経営の健全性確保に努めます。 （15・16・17年度） ・事務指導の徹底 ・倫理観の醸成 ・信賞必罰の風土の醸成 ・相互牽制の強化 ・入出金のチェックの強化 ・指定休暇の厳格な運用（人事教育部） ・指定休暇時における「業務監査」の実施、「指定休暇時業務監査報告書」の提出（コンプライアンス室）の徹底 ・「コンプライアンスに係る自己チェックリスト」の策定 ・「事務ミス、相談ごと連絡票」の活用 ・担当部署による事後改善モニタリングの実施 ・コンプライアンス担当責任者会議での研修、コンプライアンス風土の醸成 ・A C O（アシスタントコンプライアンスオフィサー） ・S C O（シニアコンプライアンスオフィサー）資格取得の強化、コンプライアンス体制充実に向けた人材育成</p>